

証券コード 3837
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長 上 田 富 三

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第40期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
又、資源削減の為、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.adniss.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、経済・金融政策や、原油価格の下落を背景に緩やかな回復を続けたものの、海外景気の下振れ等、リスクが懸念される状況にあります。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のICT投資が消費増税の影響も少なく順調に推移しました。

一方、市場ニーズの変化としては、高度成長期に急速に拡大した日本の社会インフラは、その更新需要を迎え、今後、防災や医療・介護にも配慮した安全・安心・快適・エコを提供するシステム構築のニーズは拡大が見込まれます。

特にエネルギー分野では、省エネに伴うエネルギー・マネジメント・システムへの各種対応に加え、電力の自由化・発送電分離等、スマート・グリッドへの対応が確実に進行する一方で、ガスの自由化・導管事業分離の制度改革が検討される等、日本のエネルギー政策に大きな転機が訪れています。

又、莫大なデータを整理・分析し価値ある情報として活用するビッグデータの需要や、初期投資とランニングコストの抑制を実現するクラウド・コンピューティングの需要があります。

更に、個人情報や機密情報の漏洩問題に端を発した情報セキュリティ対策や、政府によるサイバーセキュリティ戦略の取組み等、情報システムやネットワークの安全性及び信頼性を確保する取組みが急がれます。

加えて、ICT投資需要としては、航空交通量の増大、社会保障・税番号（マイナンバー）制度、インターネット・ビジネスの拡大とネット銀行やカード・決済関連、金融機関のシステム統合対応等の需要は底堅く推移し、更に、東京オリンピックに向けたICT需要も高まるものと予想されます。

ICT基盤の視点からは、クラウド、ビッグデータ・アナリティクス、モビリティ、ソーシャル技術からなる「第3のプラットフォーム」の発展、コンシューマ市場で成長したタブレット端末のビジネスユースでの拡大、ウェアラブル・コンピューティング、身の回りのモノをインターネットに繋ぎ、新たなサービス提供を実現するIoT (Internet of Things) や、機器同士が自律的に相互通信し高度な制御を可能とするM2M (Machine to Machine) の進展が見られます。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

ネットワーク基盤の視点からは、災害時活用、低消費電力、高セキュリティを実現する「新世代ネットワーク構想」が掲げられ、SDN(Software Defined Network)への取組みが開始されています。

グローバルの視点からは、オフショア開発のニーズが高まる一方で、海外から国内地方への回帰もみられ、開発体制のバリエーションが差別化要素となりつつあります。

このような環境下において、当社は、次の重点施策に取組みました。

総合力の発揮としては、次の成長エンジンとなる新ビジネスの立上げを目指し、「セキュリティ・ソリューション」に関する調査・検討・提案、及び企業間連携の強化に注力しました。

融合と連携による新たな価値の創造としては、まず、提携策として、日本プロセス株式会社（東京都港区）と、互いの強みを合わせて、社会インフラ分野を成長ドライバに、共同提案や共同開発等を通じて事業を効率的に展開することによって、更なる収益力向上を目指す取組みを行うことと、これをより強固に前進させる為に、業務資本提携に関する契約を締結しました。

次に、ESRIテクノロジーを基盤としたGIS（地理情報システムサービス）ソリューション・GISサービスの発展を目的に、GIS関連における世界有数のリーディングカンパニーである米国ESRI社（ENVIRONMENTAL SYSTEMS RESEARCH INSTITUTE, INC.）及びESRIジャパン株式会社と、ESRI PARTNER NETWORK AGREEMENTを締結しました。

更に、オフショア開発の拡大とニアショア開発体制の拡充に取組み、ニアショア開発においては、株式会社ウイン（愛媛県松山市）と新たに業務提携を締結し、ニアショア開発をスタートさせました。加えて、拠点の拡充に向け東北地方での取組みを開始した他、中部地方での連携強化策を継続しております。

又、情報システムにおけるセキュリティ分野の対応力の強化と、グローバル市場でのビジネス展開を目的に、株式会社ブレインワークス（東京都品川区）と業務提携を締結し、特にセキュリティ分野における提案活動に注力しました。加えて、米国Lynx社（LynxSoftware Technologies, Inc.）とセキュリティ・ビジネスの展開に向けた協議を継続しました。

次に、ワンストップ・ソリューションの提案策として、付加価値の「見える化」と新ビジネス領域への参画・拡大に向けて、当社オリジナルの「多機能分散開発プラットフォーム：AdsolDP」、「情報アセット化高速ツール：AdsolDR」及び「銀行向け次世代営業店システムツール：AdsolDT」等のソリューション提案を強化しました。加えて、ソリューションの確立と機能拡充に取組み、「GISソリューション：SUN MAP」においては拡充策としてクラウド型サービス提供に向けた取組みを推進しました。

更に、提案活動の強化策として、「ワイヤレスジャパン2014」、「第10回GISコミュニティフォーラム」、「ビジネスショウ九州2014」、「第16回自動認識総合展」、「Embedded Technology 2014 / 組込み総合技術展」、「第23回セキュリティ・安全管理総合展 SECURITY SHOW2015」の展示会に出展しました。

競争優位の発揮としては、ユビキタス事業において、当社が保有する特許は9件となりました。又、PMP人材の育成に継続して取組み、当事業年度における資格取得者は17名、累計資格取得者数は102名となり、当社の技術者の約4人に1人が取得しております。

更に、生産性の向上策として、ソフトウェア開発における生産技術の革新（賢く価値を生み出す開発モデルの実現）に取組みました。技術面からは、ビッグデータに関する統計・分析分野において研究機関等との共同研究を推進し、その成果として早稲田大学と次世代e-learningに関する発明を共同出願しました。

その他、株主の皆様にとって、より魅力のある優待制度とさせていただく為、平成26年9月末より株主優待基準を一部変更しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、社会システム事業において、エネルギー関連や公益企業向け基幹システム構築案件が拡大し、航空関連等が堅調に推移する等、業績を牽引したことに加え、金融システム事業が堅調に推移したことにより、9,038百万円と前期比7.1%の増収となりました。

営業利益は、売上高の増加と原価率が改善した一方で、金融システム事業における中期的なビジネス拡大として取組んだ「銀行向け次世代営業店端末システム」の初回導入案件において、品質強化の為の追加費用を見込み、工事損失引当金を計上したことにより、408百万円（前期は304百万円）、経常利益は409百万円（前期は300百万円）、当期純利益は、229百万円（前期は167百万円）となりました。

各セグメントの状況は次の通りであります。

i 社会システム事業

社会システム事業における分野別の状況は次の通りであります。

ビジネス分野では、電力自由化関連業務や公益企業向け基幹システム開発が拡大した他、メディカル関連、クラウド関連等が堅調に推移しました。

通信分野では、前事業年度下期より取組みを開始したSDN関連が拡大しましたが、通信監視等が減少しました。

制御分野では、道路関連が減少しましたが、発電・スマートメータ関連が順調に拡大したことに加え、航空関連、防災関連等が堅調に推移しました。

その結果、当事業年度の売上高は、5,168百万円と前期比12.1%の増収となりました。

ii ユビキタス事業

ユビキタス事業における分野別の状況は次の通りであります。

組込み分野では、自動車における次世代システム関連での対応領域の拡大に注力した他、複合機関連やメディカル関連が拡大した一方で、Android端末開発が減少しました。

ユビキタス分野では、食品業界においてフードディフェンスに関する取組みが強化される中、ID認証セキュリティ・ソリューションの提案活動に注力した結果、電界通信（人体通信）「タッチタグ」を用いた入退場管理システムの食品工場での採用が継続しました。加えて、スマートメータに搭載される国際無線通信規格「Wi-SUN」に準拠したファームウェアの提供が堅調に推移し、関連する新製品の販売を開始しましたが、従来製品の販売が減少しました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,580百万円と前期比4.8%の減収となりました。

iii 金融システム事業

金融システム事業の状況は次の通りであります。

金融分野では、金融機関向けマイグレーション案件が拡大し、信販向けクレジット・カード関連、インターネット・バンキング関連が堅調に推移しました。

その結果、当事業年度の売上高は、2,289百万円と前期比5.6%の増収となりました。

| 事業 | 平成26年3月期 | | | 平成27年3月期 | | | |
|--------|----------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | 分野 | 売上高 | | | 売上高 | | |
| | | 実績 (百万円) | 構成比 (%) | 前期比 (%) | 実績 (百万円) | 構成比 (%) | 前期比 (%) |
| 社会システム | 4,608 | 54.6 | △2.8 | 5,168 | 57.2 | 12.1 | |
| ビジネス | 2,403 | 28.5 | △5.7 | 2,951 | 32.7 | 22.8 | |
| 通信 | 635 | 7.5 | 11.0 | 551 | 6.1 | △13.2 | |
| 制御 | 1,569 | 18.6 | △3.2 | 1,664 | 18.4 | 6.0 | |
| ユビキタス | 1,660 | 19.7 | 6.1 | 1,580 | 17.5 | △4.8 | |
| 組込み | 1,341 | 15.9 | 13.7 | 1,317 | 14.6 | △1.8 | |
| ユビキタス | 319 | 3.8 | △17.3 | 263 | 2.9 | △17.6 | |
| 金融システム | 2,167 | 25.7 | 22.1 | 2,289 | 25.3 | 5.6 | |
| 全社合計 | 8,436 | 100.0 | 4.4 | 9,038 | 100.0 | 7.1 | |

② 設備投資の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、40百万円であります。

その主なものは、本社に設置したプロジェクトルーム（東京都港区）の設備工事、及びIT資産管理ソフトウェアの購入等によるものであります。

③ 資金調達の状況

平成26年8月21日開催の取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行う為、金融機関3社と7億円のコミットメントライン契約を締結致しました。

契約先並びに契約日は次の通りであります。

- ・株式会社みずほ銀行 平成26年 9月 30日
- ・株式会社三菱東京UFJ銀行 平成26年 9月 30日
- ・株式会社三井住友銀行 平成26年10月31日

尚、当事業年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 37 期 (平成24年 3 月期) | 第 38 期 (平成25年 3 月期) | 第 39 期 (平成26年 3 月期) | 第 40 期 (当事業年度) (平成27年 3 月期) |
|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 7,721,088 | 8,084,622 | 8,436,950 | 9,038,066 |
| 経 常 利 益(千円) | 212,282 | 208,478 | 300,129 | 409,601 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 77,441 | 115,373 | 167,218 | 229,267 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 52.87 | 27.18 | 39.79 | 52.70 |
| 潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 期 純 利 益 (円) | — | — | 39.42 | 51.80 |
| 総 資 産(千円) | 3,742,073 | 3,757,135 | 3,877,607 | 4,578,564 |
| 純 資 産(千円) | 1,769,246 | 1,832,656 | 1,964,324 | 2,454,899 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,245.23 | 436.11 | 466.57 | 549.74 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 47.3 | 48.8 | 50.6 | 53.4 |

- (注) 1. 当社は、平成25年10月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年1月1日付で、普通株式1株を3株に分割いたしました。
これに伴い、平成26年1月1日に行った株式分割が、前々事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益につきましては、第37期及び第38期は、潜在株式が存在しない為、記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の社会インフラは更新の時期を迎え、安全・安心・快適・エコを提供するシステム構築への更新需要に加えて、2020年に開催予定の東京オリンピックに向けての新規需要もあり、拡大が加速することが見込まれます。

又、電力の自由化、発送電分離等に伴い普及が見込まれる「スマート・グリッド（次世代送電網）」関連システムでは、当社の中核技術を活かしたビジネスの拡大が見込まれます。

当社は、企業の基幹システムを始め、鉄道や道路といった公共交通機関の管理システム、ガスや発電等のエネルギー・ライフライン、広域防災や医療ネットワークに加えて、金融機関等のサービスに至る迄、暮らしに密接に関わる社会インフラの幅広い分野に、当社のノウハウと技術を活かし、同時にユビキタス社会へ向けて新技術を開発し、新たな商品を開発して参りました。

2020年以降を見据えた持続的な成長軌道を確認たるものとする為に、これまでの実績を踏まえ、セキュリティ、エネルギー、スマート・グリッド、スマートハウス、ビッグデータ、IoT、M2M、クラウド、高齢化社会（医療、介護）をキーワードとした新たなICT需要に応え、日本のライフライン・システムに従事する企業の責務としてアドバンスト・ソリューションを責任をもって提供出来る体制及び環境を充実させ、当社事業の一層の強化に取り組んで参ります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社は、独立系の情報システム開発企業として、社会システムを中核に、多くの企業や公共向け情報システムの開発、及びソリューションの提供並びに商品化と販売を行うと共に、様々な顧客の特有な業務に対応するノウハウを長期に亘り蓄積し、特徴ある技術を中核としたソリューションを次々と提供してきました。

特に、エネルギー、鉄道、航空、道路、通信、金融等における社会インフラのシステム構築を数多く手掛けるICT企業として、事業基盤を構築してきました。

事業構成としては、社会システム事業、ユビキタス事業、金融システム事業の3つの事業を展開しており、それぞれが蓄積した特徴ある技術を中核に、お客様の事業特性と情報システムのライフ・サイクルに合わせて、コンサルティングから保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しています。又、3つの事業が融合、連携して、国内の有力なメーカ、システム・インテグレーション企業、エンド・ユーザを対象に、製品・ソリューションに加えて、技術・サービスを提供しています。

技術的にはセンサ・ネットワークからモバイル端末、キャリア通信、クラウド・コンピューティング、基幹システムのビッグデータ対応迄をワンストップにて提案しています。

更に、102名に及ぶPMP人材を活用したプロジェクト管理に強みを持ち、国内地方や中国・ベトナム企業との分散開発体制と、これを支える当社独自ソリューションの開発、拡充、及び提供に注力しています。

一方、他社との差別化を明確化するソリューション開発にも注力しており、「セキュリティ」、「GIS」、「センサ・ネットワーク」、「ID認証セキュリティ」、「マイグレーション」、「次世代銀行営業店端末システム」等、新たな価値の創造に継続的に取り組むことに加え、将来当社の事業活動において必要になると予想される先端技術や、「より賢く、価値を生み出すソフトウェア開発を実現」する為の研究・開発を推進しています。

社会システム事業、ユビキタス事業、及び金融システム事業の概要は以下の通りです。

社会システム事業では、社会インフラ企業の基幹システムや、エネルギー、鉄道、航空、次世代通信、プラント、地理情報等の社会インフラと、産業機器に関する装置制御を、総合的なソリューションとして展開しています。

ユビキタス事業では、OSのカーネル技術、デバイス・ドライバ開発技術をベースにノウハウを融合させた組込み開発提案や、中核技術とノウハウをもとにした、エネルギー、環境、医療・介護、エネルギー・マネジメント・システム等、各分野での共同開発や、新ビジネスモデルの創出・構築を支援するスマート・ソリューションを展開しています。

金融システム事業では、銀行、ネットバンク、信託銀行、信販、生損保等の金融機関向けに、新たなオープン系の金融ネットワーク・ソリューションを展開しています。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

| | |
|---------------|----------------------------|
| 本 社 | 東京都港区港南四丁目1番8号 リバーージュ品川 |
| 関 西 支 社 | 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館 |
| 九 州 支 社 | 福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号 博多管絃ビル |
| 仙 台 開 発 セ ン タ | 仙台市青葉区一番町一丁目2番25号 仙台NSビル |

(7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 485 (1) 名 | 3名増 (1名増) | 38.4歳 | 13.0年 |

(注) 使用人数は、正社員、契約社員、特別契約社員の合計であり、()内は臨時雇用者(派遣受入社員)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 32,500千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 32,500千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 22,500千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,565,730株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 3,918名

(5) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------------|----------|-------|
| アドソル日進従業員持株会 | 609,200株 | 13.7% |
| 株式会社インテック | 585,000 | 13.1 |
| 高原慶一郎 | 270,000 | 6.1 |
| 日本プロセス株式会社 | 247,000 | 5.6 |
| 株式会社みずほ銀行 | 186,000 | 4.2 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 138,000 | 3.1 |
| 今藤一行 | 75,000 | 1.7 |
| 海瀬希予史 | 75,000 | 1.7 |
| 日本生命保険相互会社 | 74,400 | 1.7 |
| 三菱電機コントロールソフトウェア株式会社 | 66,000 | 1.5 |

(注) 持株比率は自己株式（116,732株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| | | 第7回新株予約権 | |
|------------------------|-----------|--|---------|
| 発行決議 | | 平成25年6月27日 | |
| 新株予約権の数 | | 575個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 172,500株 (注 1) (新株予約権1個につき300株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり144,300円 (株式1株当たり 481円) (注 1) | |
| 権利行使期間 | | 平成28年8月2日から平成30年8月1日まで | |
| 行使の条件 | | (注 2) | |
| 役員の保有状況 | 取締役 (注 3) | 新株予約権の数 | 55個 |
| | | 目的となる株式数 | 19,500株 |
| | | 保有者数 | 4人 |
| | 社外取締役 | — | |
| | 監査役 (注 4) | 新株予約権の数 | 10個 |
| | | 目的となる株式数 | 3,000株 |
| | | 保有者数 | 1人 |

(注) 1. 平成26年1月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

4. 監査役が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものです。

(2) **当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|-------------------|
| 代表取締役社長 | 上田 富三 | |
| 常務取締役 | 田井 史徳 | ユビキタス・ソリューション事業部長 |
| 取締役 | 田中 耕一 | 総務部長 |
| 取締役 | 後関 和浩 | 経営管理部長 |
| 取締役 | 星野 将 | |
| 取締役 | 峰野 博史 | 静岡大学大学院情報学研究科准教授 |
| 常勤監査役 | 三重野 裕彦 | |
| 監査役 | 能口 誠一 | (株)インテック常勤監査役 |
| 監査役 | 山形 宗紀 | 山形宗紀税理士事務所 |

- (注) 1. 取締役星野将氏及び取締役峰野博史氏は、社外取締役であります。尚、峰野博史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役能口誠一氏及び監査役山形宗紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役能口誠一氏は、(株)インテックにて監査役の経験を持ち、幅広い経験と見識等を有しております。
4. 監査役山形宗紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|------------|------|-------------------------------|
| 宮崎 文男 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 常務取締役 |
| 三重野 裕彦 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 取締役 |
| 岡田 桂治 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 社外取締役 タマティーエルオー(株)研究成果評価委員 |
| 合田 忠弘 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 社外取締役 同志社大学大学院理工学研究科客員教授 |
| 上杉 萬里夫 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 社外取締役 |
| 海瀬 希予史 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 常勤監査役 |
| 平澤 茂一 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 社外監査役 早稲田大学名誉教授 |
| 上野 唯泰 | 平成26年6月26日 | 任期満了 | 社外監査役 (株)アイ・ユー・ケー取締役副社長 |

(3) 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------------------|------------|---------------------|
| 取 (う ち 社 外 取 締 役) | 11名 (5) | 72,157千円 (5,193) |
| 監 (う ち 社 外 監 査 役) | 4 (2) | 11,990 (1,731) |
| 合 (う ち 社 外 役 員) 計 | 15 (7) | 84,147 (6,924) |

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役3名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、無報酬の監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでいる為であります。
3. 監査役三重野裕彦氏は、第39回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬額は、平成13年6月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
7. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。
- ・取締役6名 608千円（社外取締役については含まれておりません。）
 - ・監査役1名 74千円（社外監査役については含まれておりません。）

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、平成22年6月18日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退職時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役及び監査役に対し支給した役員退職慰労金は次の通りであります。

- ・取締役2名に対し 260千円（うち社外取締役2名に対し260千円）
- ・監査役2名に対し7,960千円（うち社外監査役1名に対し320千円）

- ③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当する事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
取締役峰野博史氏は、静岡大学大学院情報学研究科の准教授であります。当社は同大学院との間には特別な関係はありません。
監査役能口誠一氏は、(株)インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア開発の受託等の取引関係があります。
監査役山形宗紀氏は、山形宗紀税理士事務所の税理士であります。当社は、同事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 活 動 状 況 |
|-------------------------------|--|
| 取締役 星 野 將 (平成26年6月26日就任) | 平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席致しました。 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。 |
| 取締役 峰 野 博 史 (平成26年6月26日就任) | 平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席致しました。 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。 |
| 監査役 能 口 誠 一 (平成26年6月26日就任) | 平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席致しました。 平成26年6月26日就任以降に開催された監査役会11回のうち11回に出席致しました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 山 形 宗 紀 (平成26年6月26日就任) | 平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席致しました。 平成26年6月26日就任以降に開催された監査役会11回のうち11回に出席致しました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が8回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。
- ・責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

5. 会計監査人の状況

(1) **名称** 太陽有限責任監査法人

(注) 当社が監査証明を受けている太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

(2) **報酬等の額**

| | 太陽有限責任監査法人 |
|-----------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益額 | — |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) **非監査業務の内容**

該当する事項はありません。

(4) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保する為の体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他、会社の業務の適正を確保する為の体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

① コーポレートガバナンス

- i 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。
- ii 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。
- iii 代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役に報告する。
- iv 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

② コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

又、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

③ 財務報告の適正性確保の為の体制整備

「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

- i 代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用する。
- ii 取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。
- iii 監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監査する。

④ 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置すると共に監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。

内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。

又、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料と共に適切に保存し、管理する。

又、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中で取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめ取締役が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し社長の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより情報の共有化と経営体制の強化に繋がるとともに、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督を行う。

又、各組織内においては組織の最上位責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じ、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立する。更に、使用人に対しても、総務部が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制及び反社会的勢力の排除等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図る。

取締役は、個々の職務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内規則に基づきその把握と管理の為のリスク管理体制を整備する。

又、リスク管理組織として総務部がリスク管理活動を統括し、「リスク管理規則」の整備とその運用を図る。

又、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開出来るよう、事業継続計画を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

① 経営会議

職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

② 職務権限・責任の明確化

適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。

尚、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

又、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することが出来るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る体制とする。

② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報の入手が出来る体制とする。

③ 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保出来る体制とする。

④ 「公益通報者保護規則」を定め、その適切な運用を維持することにより、監査役へ法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告が出来る体制とする。

又、通報者等に対していかなる不利益取り扱いを行わない及び通報者等の職場環境が悪化することの無いように適切な処理を執ることで通報者等の保護を行うようにする。

(7) **監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うことが出来る体制とする。

(8) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する為の体制**

① 内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議すると共に、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。

② 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社施行法規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月22日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

尚、改定内容は、当社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について法令の改正に合わせて具体的且つ明確な表現へ変更したものであります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

従いまして、利益配分につきましては、安定的な成長を持続させる為の積極的な投資と、財務体質の安定化に向けた内部留保、更に、株主の皆様に対する利益還元との適正なバランスを確保することを目指しております。

株主還元については、持続的な安定配当に留意し、業績に裏付けられた成果の配分を行います。当社の剰余金の配当については「配当性向30%」を目処とし、中間及び期末配当の年2回を基本方針として掲げております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき13円を予定しております。

既に平成26年12月5日に実施済みの中間配当金1株につき6円と合わせまして、年間配当金は1株につき19円となります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 流 動 資 産 | 3,230,206 | 流 動 負 債 | 1,447,244 |
| 現金及び預金 | 942,347 | 買掛金 | 426,395 |
| 電子記録債権 | 18,032 | 一年以内返済予定長期借入金 | 65,000 |
| 売掛金 | 1,801,298 | 未払金 | 283,036 |
| 製品 | 996 | 未払費用 | 41,415 |
| 材料 | 26,355 | 未払法人税等 | 90,657 |
| 仕掛品 | 254,194 | 未払消費税等 | 162,826 |
| 貯蔵品 | 1,754 | 前受金 | 18,201 |
| 前払費用 | 55,197 | 預り金 | 52,064 |
| 繰延税金資産 | 127,630 | 賞与引当金 | 275,300 |
| その他 | 2,801 | 工事損失引当金 | 24,321 |
| 貸倒引当金 | △400 | その他 | 8,027 |
| 固 定 資 産 | 1,348,357 | 固 定 負 債 | 676,420 |
| 有形固定資産 | 543,758 | 長期借入金 | 22,500 |
| 建物 | 156,654 | 退職給付引当金 | 639,900 |
| 構築物 | 82 | その他 | 14,020 |
| 工具器具備品 | 15,852 | 負 債 合 計 | 2,123,664 |
| 土地 | 371,169 | 純 資 産 の 部 | |
| 無形固定資産 | 34,327 | 株 主 資 本 | 2,376,495 |
| ソフトウェア | 33,797 | 資本金 | 499,756 |
| その他 | 530 | 資本剰余金 | 332,539 |
| 投資その他の資産 | 770,271 | 資本準備金 | 204,756 |
| 投資有価証券 | 405,977 | その他資本剰余金 | 127,783 |
| 関係会社株式 | 21,900 | 利 益 剰 余 金 | 1,585,482 |
| 長期貸付金 | 847 | 利益準備金 | 39,000 |
| 長期前払費用 | 7,512 | その他利益剰余金 | 1,546,482 |
| 繰延税金資産 | 210,697 | 別途積立金 | 1,247,000 |
| 敷金及び保証金 | 93,863 | 繰越利益剰余金 | 299,482 |
| 保険積立金 | 29,471 | 自 己 株 式 | △41,283 |
| 資 産 合 計 | 4,578,564 | 評価・換算差額等 | 69,304 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 69,304 |
| | | 新 株 予 約 権 | 9,099 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,454,899 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,578,564 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 9,038,066 |
| 売上原価 | 7,320,133 |
| 売上総利益 | 1,717,933 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,309,052 |
| 営業利益 | 408,880 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 8 |
| 受取配当金 | 6,427 |
| 保険取扱手数料 | 1,338 |
| 雑収入 | 181 |
| 営業外費用 | 7,956 |
| 支払利息 | 1,000 |
| 売上債権売却損 | 4,228 |
| コミットメントファイ | 1,400 |
| 為替差損 | 593 |
| 雑損失 | 11 |
| 経常利益 | 7,234 |
| 特別利益 | 409,601 |
| 関係会社株式売却益 | 3,499 |
| 特別損失 | 3,499 |
| 固定資産除却損 | 81 |
| 減損損失 | 2,911 |
| 投資有価証券評価損 | 2,272 |
| 投資有価証券評価損 | 5,265 |
| 税引前当期純利益 | 407,835 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 137,610 |
| 法人税等調整額 | 40,957 |
| 当期純利益 | 229,267 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|--------------|---------------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰越利益 剰 余 金 | | |
| 平成26年4月1日期首残高 | 499,756 | 204,756 | - | 204,756 | 39,000 | 1,117,000 | 228,683 | 1,384,683 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 31,841 | 31,841 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 499,756 | 204,756 | - | 204,756 | 39,000 | 1,117,000 | 260,524 | 1,416,524 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △60,309 | △60,309 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 130,000 | △130,000 | - |
| 当期純利益 | | | | | | | 229,267 | 229,267 |
| 自己株式の処分 | | | 127,783 | 127,783 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 127,783 | 127,783 | - | 130,000 | 38,957 | 168,957 |
| 平成27年3月31日期末残高 | 499,756 | 204,756 | 127,783 | 332,539 | 39,000 | 1,247,000 | 299,482 | 1,585,482 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-------------|------------------|----------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成26年4月1日期首残高 | △128,636 | 1,960,559 | - | - | 3,765 | 1,964,324 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 31,841 | | | | 31,841 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △128,636 | 1,992,400 | - | - | 3,765 | 1,996,166 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △60,309 | | | | △60,309 |
| 別途積立金の積立 | | - | | | | - |
| 当期純利益 | | 229,267 | | | | 229,267 |
| 自己株式の処分 | 87,353 | 215,137 | | | | 215,137 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | 69,304 | 69,304 | 5,334 | 74,638 |
| 事業年度中の変動額合計 | 87,353 | 384,094 | 69,304 | 69,304 | 5,334 | 458,733 |
| 平成27年3月31日期末残高 | △41,283 | 2,376,495 | 69,304 | 69,304 | 9,099 | 2,454,899 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ii その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品・原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
 尚、主要な耐用年数は以下の通りです。

| | |
|--------|-------|
| 建物 | 8～47年 |
| 工具器具備品 | 2～15年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備える為、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備える為、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
- ④ 工事損失引当金
期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備える為、当該見込み額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末迄の進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
- ② その他の工事
工事完成基準を採用しております。

(7) その他計算書類作成の為の基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が49,474千円減少し、利益剰余金が31,841千円増加しております。又、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

| | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 357,569千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債務 | 5,650千円 |
| (3) 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と 工事損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産の うち、工事損失引当金に対応する仕掛品の額 | 59,321千円 |

4. 損益計算書に関する注記

| | |
|---------------------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 営業取引 | 76,907千円 |
| (2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 24,321千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 4,565,730株 | 一株 | 一株 | 4,565,730株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 (注) | 363,732株 | 一株 | 247,000株 | 116,732株 |

(注) 普通株式の自己株式数の減少247,000株は、平成26年8月25日付で第三者割当による処分したことによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

i. 平成26年6月26日開催の第39回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 33,615千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月27日

ii. 平成26年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 26,693千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成27年6月25日開催予定の第40回定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・配当金の総額 57,836千円
- ・1株当たり配当額(注) 13円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---------|-----------|
| 退職給付引当金 | 206,943千円 |
| 賞与引当金 | 91,124千円 |
| 長期未払金 | 4,534千円 |
| 製品評価損 | 15,310千円 |
| 未払法定福利費 | 13,703千円 |
| 未払事業税 | 8,886千円 |
| 未払事業所税 | 2,657千円 |
| 貸倒引当金 | 132千円 |
| 工事損失引当金 | 8,050千円 |
| その他 | 24,193千円 |

繰延税金資産小計 375,535千円

評価性引当金 △4,081千円

繰延税金資産合計 371,453千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △33,125千円

繰延税金負債合計 △33,125千円

繰延税金資産の純額 338,327千円

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は31,193千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが2ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、最終返済日は最長で決算日後1年5ヶ月であります。

この内一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|-----------|---------|
| (1)現金及び預金 | 942,347 | 942,347 | — |
| (2)電子記録債権 | 18,032 | 18,032 | — |
| (3)売掛金 | 1,801,298 | 1,801,298 | — |
| (4)投資有価証券 | 388,750 | 388,750 | — |
| 資産計 | 3,150,432 | 3,150,432 | — |
| (1)買掛金 | 426,395 | 426,395 | — |
| (2)未払金 | 283,036 | 283,036 | — |
| (3)1年以内返済予定 長期借入金 | 65,000 | 65,000 | — |
| (4)長期借入金 | 22,500 | 22,500 | — |
| 負債計 | 796,931 | 796,931 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期である為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金、(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期内での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 非上場株式 | 39,127 |
| 投資有価証券 | 17,227 |
| 関係会社株式 | 21,900 |

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載しておりません。

当事業年度において、投資有価証券について2,272千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 942,347 | — | — | — |
| 電子記録債権 | 18,032 | — | — | — |
| 売掛金 | 1,801,298 | — | — | — |
| 合計 | 2,761,678 | — | — | — |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 65,000 | 22,500 | — | — | — | — |
| 合計 | 65,000 | 22,500 | — | — | — | — |

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 549円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円70銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) ストックオプション新株予約権の付与について

当社は、平成27年4月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成27年6月25日開催予定の当社第40回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

① 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

② 新株予約権の発行要領

i. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員

ii. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式62,000株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

iii. 新株予約権の総数

620個を上限とする。

iv. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることが出来る新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

v. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

ロ. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ハ. 当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- vi. 新株予約権を行使することが出来る期間
割当日の翌日から3年を経過した日より2年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- vii. 新株予約権の行使の条件
- イ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- viii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ix. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- x. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。

xi. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

イ. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。

ロ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「ii. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記v. で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することが出来る期間

上記「vi. 新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「vi. 新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。

ヘ. 新株予約権の行使の条件

上記「vii. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

ト. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「viii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

チ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

リ．新株予約権の取得の事由及び条件

上記「x．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

xii．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

xiii．その他新株予約権の内容

上記 i .からxii.までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(2) 株式報酬型ストックオプション制度の導入について

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を、平成27年6月25日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

① 目的

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、当社の業績・株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入するものであります。

② 内容

当社取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の当社第36回定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、取締役報酬制度の見直しにより、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額60百万円の範囲内で割り当てるものであります。株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、取締役の職務執行状況等を勘案して取締役会の決議にて定めます。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下の通りです。

i. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本議案の決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

ii. 新株予約権の総数

毎年の定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数は30,000個を上限とする。

iii. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

尚、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

v. 新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

vi. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することが出来るものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

viii. その他の新株予約権の内容

上記 i .からvii.までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

アドソル日進株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本勝美 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野村利宏 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、考査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査致しました。又、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。尚、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

| | |
|--------------|------|
| アドソル日進株式会社 | 監査役会 |
| 常勤監査役 三重野 裕彦 | ⓐ |
| 社外監査役 能口 誠一 | ⓑ |
| 社外監査役 山形 宗紀 | ⓒ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意すると共に、今後の事業展開等を勘案して以下の通り期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭と致します。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 配当総額は、57,836,974円

尚、平成26年12月に中間配当金として1株につき6円をお支払致しましたので、当期の年間配当金は1株につき19円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日と致したいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 140,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 140,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供出来るようにする為の規定を新設し、現行定款第16条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、変更案第31条第2項及び第40条第2項の一部を変更するものであります。
- 尚、定款変更案第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| (新 設) | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) |
| | <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。 |
| 第16条～第29条 (条文省略) | 第17条～第30条 (現行通り) |
| (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) | (取締役の責任免除) 第31条 (現行通り) |
| 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第31条～第38条（条文省略） | 第32条～第39条（現行通り） |
| <p>（監査役の責任免除） 第39条（条文省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>（監査役の責任免除） 第40条（現行通り） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化の為1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 1 | うえだ とみぞう 上田 富三 (昭和26年9月19日) | 昭和49年4月 竹菱電機(株)(現(株)たけびし)入社 昭和53年7月 紀陽コンピュータシステム(株)代表取締役 平成元年12月 (株)スターリング 常務取締役 平成3年11月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現(株)JIEC) 入社 平成16年2月 当社入社 平成16年4月 当社F&Bソリューション事業部長 平成16年6月 当社取締役就任 平成17年6月 当社常務取締役就任 平成22年4月 当社代表取締役社長就任(現任) | 38,400株 |
| 2 | たい ふみのり 田井 史徳 (昭和31年4月25日) | 昭和52年4月 当社入社 平成7年10月 当社福岡事業部長 平成16年6月 当社取締役関西支社長 平成17年4月 当社取締役I&Cソリューション事業部長 平成17年7月 当社主席執行役員I&Cソリューション事業部長 平成20年6月 当社取締役就任 平成21年4月 当社取締役関西支社長 平成24年4月 当社取締役業務改革推進部長 平成25年4月 当社取締役事業推進部長 平成25年10月 当社取締役北ヶ崎・ソリューション事業部長 平成26年6月 当社常務取締役北ヶ崎・ソリューション事業部長(現任) | 15,400株 |
| 3 | たなか こういち 田中 耕一 (昭和31年6月10日) | 昭和54年4月 当社入社 平成12年7月 当社国際事業部長 平成21年4月 当社執行役員 インバテック・ソリューション事業部長兼営業部長 平成22年7月 当社インバテック・ソリューション事業部長 平成23年6月 当社取締役インバテック・ソリューション事業部長 平成24年4月 当社取締役北ヶ崎・ソリューション事業部長 平成25年10月 当社取締役事業推進部長 平成26年10月 当社取締役総務部長(現任) | 10,600株 |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|--|------------|
| 4 | ごせき かずひろ 後 関 和 浩 (昭和35年9月7日) | 昭和59年4月 朝日ビジネスコンサルタント(株)入社 平成2年1月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現(株)JIEC) 入社 平成11年1月 同社事業管理部長 平成12年1月 同社経営企画部長 平成15年1月 同社情報・品質統括部長兼業務改革室長 平成17年6月 当社入社 平成17年7月 当社企画部長 平成20年4月 当社執行役員企画部長 平成23年4月 当社経営管理部長 平成26年6月 当社取締役経営管理部長 (現任) | 3,800株 |
| ※ 5 | しのざき としあき 篠 崎 俊 明 (昭和41年6月12日) | 平成元年4月 当社入社 平成22年7月 当社I&Cソリューション事業部長 平成24年4月 当社エンジニアリング・ソリューション事業部長 平成25年4月 当社社会システム事業部長 (現任) | 11,200株 |
| 6 | ほしの すすむ 星 野 将 (昭和19年7月31日) | 平成8年3月 陸上自衛隊 第7師団司令部幕僚長 平成11年3月 陸上自衛隊開発実験団長 平成13年6月 陸上自衛隊退官 平成13年8月 総合警備保障(株)常勤顧問就任 平成16年4月 同社執行役員 開発担当開発企画部長 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成23年6月 (株)日本アフレ取締役就任 平成26年6月 当社取締役就任 (現任) | 600株 |
| 7 | みねの ひろし 峰 野 博 史 (昭和49年12月11日) | 平成11年4月 日本電信電話(株)入社 平成14年10月 静岡大学情報学部助手 平成19年4月 静岡大学情報学部助教 平成23年4月 静岡大学情報学部准教授 平成25年4月 静岡大学大学院情報学研究科准教授 平成26年6月 当社取締役就任 (現任) 平成27年4月 静岡大学大学院情報学領域准教授 (現任) | 100株 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 星野將氏と峰野博史氏は、社外取締役候補者であります。
尚、当社は、峰野博史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
- ① 星野將氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。
 - ② 峰野博史氏は、大学院情報学領域の准教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。尚、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
5. 星野將氏、及び峰野博史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ1年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
- 当社は、星野將氏及び峰野博史氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額とします。
 - ・責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

又、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

尚、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことが出来るものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|----------------------|--|------------|
| 木田 稔 (昭和45年7月30日) | 平成5年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 大阪事務所入所 平成15年8月 南加フォルニア大学MBAプログラム卒業 平成16年1月 公認会計士木田稔事務所所長(現任) 平成18年12月 監査法人グラヴィタス代表社員就任(現任) 平成25年7月 日本公認会計士協会本部理事(現任) | — |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下の通りであります。

同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図れる為であります。尚、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。

4. 社外監査役の補欠候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。

当社は、木田稔氏が監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。
- ・責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

尚、新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズモデルを用いて算出するものとします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、従業員に対し新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式62,000株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

620個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることが出来る新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勧告のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することが出来る期間
割当日の翌日から3年を経過した日より2年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

上記「(6) 新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記「(7) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑨新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他新株予約権の内容

上記(1)から(12)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

1. 目的

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、当社の業績・株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入するものであります。

2. 内容

当社取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の当社第36回定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、取締役報酬制度の見直しにより、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額60百万円の範囲内で割り当てるものであります。

株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、取締役の職務執行状況等を勘案して取締役会の決議にて定めます。

尚、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下の通りです。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本議案の決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 新株予約権の総数
毎年の定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数は30,000個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。
尚、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することが出来る期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することが出来るものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の内容
上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

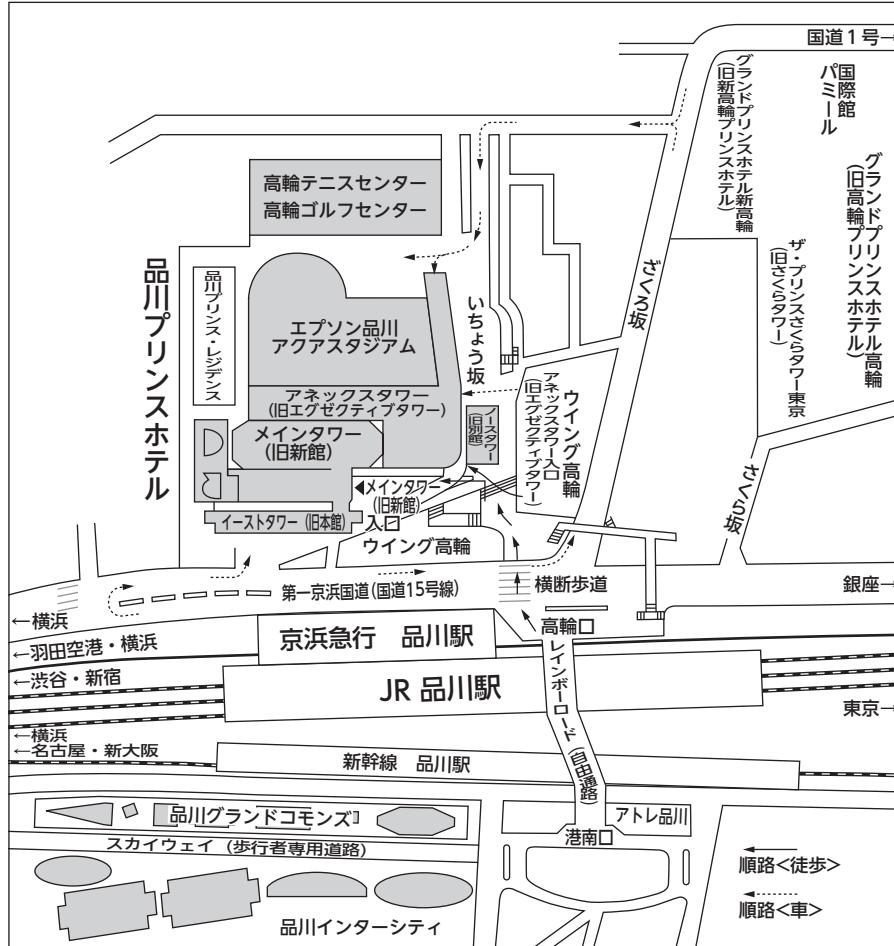
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室

TEL 03-3440-1111



交通 JR・京浜急行 品川駅

高輪口より 徒歩約2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。